

平成 2 5 年 4 月 3 日

## 「行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準」の一部改正

### 1 一部改正の経緯

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 4 2 号）附則第 4 2 条により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 1 4 条第 7 号ホの規定中、「国若しくは地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等」が「独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業」に改められたことから，宮内庁の「行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準」（平成 1 7 年 3 月 3 0 日付け宮内庁長官決裁）において，上記条文を引用している部分を改正し，平成 2 5 年 4 月 1 日から適用することとした。

### 2 一部改正の内容

行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準（平成 1 7 年 3 月 3 0 日長官決裁）の第 2 第 6 項第 6 号柱書き中「国若しくは地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等」を「独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業」に改め，同号①中「国若しくは地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等」を「独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業」に改めた。